





## 放し飼いやめよう

## 犬害飼い主に責任

飼い犬は必ず登録の上、春秋二回の狂犬病予防注射をうけなければならぬことになつてゐるほか、放し飼いもできなことがあります。ところが、五〇〇頭を超えると予想される本村の飼い犬のうち登録済は三〇一頭にすぎず、無登録・未注射の飼い犬は二〇〇頭以上にのぼるものと考えられています。

さらに、最近は放し飼いの犬が多く見られ危害も増加、飼い主の無責任さが批判されています。

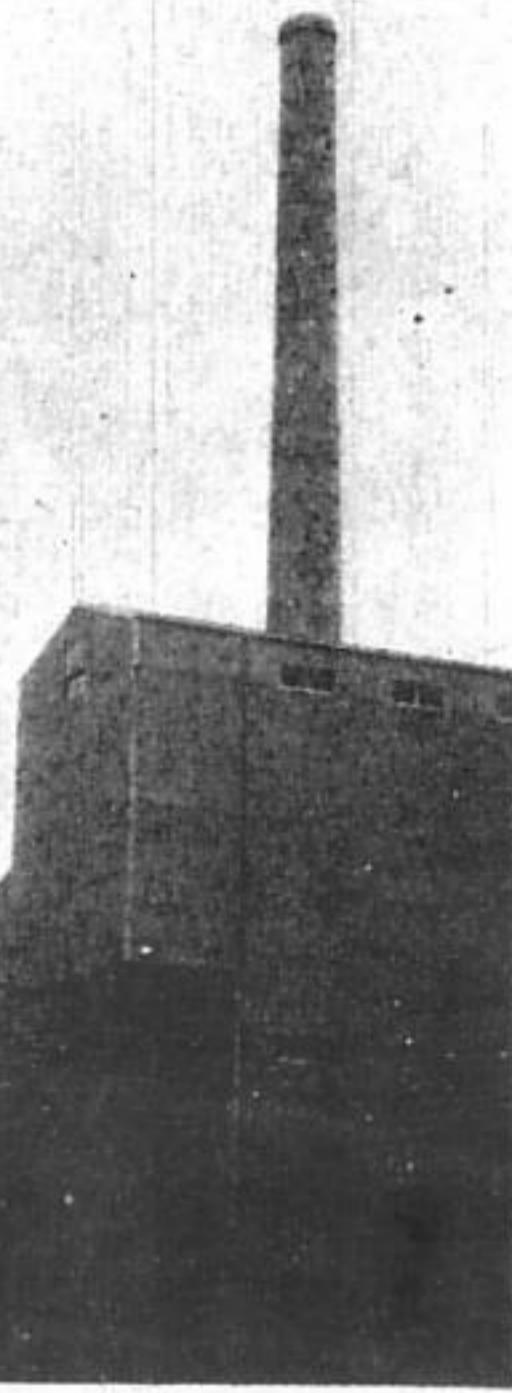
## ゴミ処理

## 広域施設完成間近か

清潔な環境づくりを目的に昨年から開始した村独自のゴミ収集事業も、新年度からは広域事業の一環として行なわれます。

本荘市二十六木地内に建設中の鉄骨造り同施設も今月いっぱいに完成が予定されており焼却炉のホッパーは、並ん四台のダンプカーのゴミを同時に投入できるほどの大きな規模で、処理能力は一日七〇トンにのぼります。

今後は不燃物と可燃物の仕わけを一層厳格にすることがぞれます。ゴミ処理手数料は第四期の納期限が過ぎました。未納



## 手続き2月15日以前に

## 所得税還付申告納税証明

この制度は、ほんのちょっとの間、お金が入用という方のために、保険人もいらす、借り安い利子で借りられるという有利な条件になっています。

ただし、郵便局に定期額、定期または積立貯金のある人に限られ、前記の限度額のほか預金額の九〇%が希望されます。

所得税の還付をうけられるためです。

二月十六日から三月十五日までは所得税・贈与税の申告期間

特にこれから春さきにかけ繁殖期となるため、性質が猛々しくなり、群をつくつて放浪するほか人畜に及ぼす危害も大きくなります。飼い主の良識で放し飼いをやめるほか、未登録犬は直ちに登録しましょう。

不要犬は保健所に届ければ処分してくれることになつてますので、予め日時を照会してから、依頼しましょう。

同校児童の作品は全体的に構図が大胆で内容の明るいのが大きな特長となつております。賞数でも市部の大規模校に劣らないすぐれた成績になつています。

入賞者は次のとおり。

▼絵画の部 木内広幸・佐々木智子(二年)佐藤一吉(三年)宮野昌之(四年)小松佳(六年)▼版画の部 小松丈・越萬美紀子(二年)畠山知也(三年)小松朗子(五年)小川和広・遠藤正人(六年)

また、同校の佐藤和夫先生は本荘由利発明振興協会から教育功労者として表彰をうけた。

主なものは、会社役員等で給与・配当の合算所得者や保険外務員・セールスマン等です。

狩猟期間が今月十五日で終ります。銃器や残弾等の保管は定められた方法で適格に行ないましょう。

## 賞品早めに

=お年玉年賀はがき=

- お年玉つき年賀ハガキの当選番号は次ぎのとおりです。賞品引換えは1月20日から7月19日までとなっています。お手もとの年賀状をもう一度確認の上、当選したら早めに賞品をうけ取りましょう。
- ▶1等 折りたたみ式自転車または電子式卓上計算機 各組共通 711,085 417,367 A組 084,059
  - ▶2等 電子ジャー(下5タケ) 各組共通 44,461 A組 59,384
  - ▶3等 園芸セット(下4ケタ) 各組共通 2,131
  - ▶4等 グリーティングカードと封筒セット(下3ケタ) 各組共通 932 139
  - ▶5等 お年玉切手シート(各組共通)(下2ケタ) 99 66 34

## 訂正お詫び

時刻表中、老方停留所時刻の一部に誤植がありましたのでお詫びの上、次のように訂正します。

玉米方面行き11時22分は12時22分。横手線10時0分は10時30分・同17時3分は17時0分に。

## 稻作今から対策を

確定申告期になると無資格士及び一定手続きを経た弁護士や公認会計士に限られています。

このことのできるのは、試験に合格し登録をうけている税理士類の作成などの業務を行ないます。

国税や事業税・市町村税などの地方税について、納税者の依頼に応じ税務代理や税務書類の作成などの業務を行ないます。

たしか、反面では「降ると雪の少ない二年続きの暖冬は除雪や交通など住民の日常生活全般に大きな恵みを与えています。

しかし、反面では「降ると雪の少ない二年続きの暖冬では」と異常気象がもたらす農業への悪影響を心配する声も出ています。

ともかく現在のところ今冬は昨年以上の暖冬なのは事実です。昨年の不作を挽回する

ため、昭和四十七年度に訂正します。

丹野橋・牧山林道・法内線の内容中、昭和四六年度とある



児童  
手当

# 九歳まで支給

## 申し出は早めに

社会の至宝に恵みと歓迎され、昨年から発足した児童手当制度は本年四月一日から対象児童の年令を大幅に引き上げ、更に充実されることになりました。

つまり、十八歳未満の児童が五歳未満（42年1月2日以降に生れた者）に限り、一人につき月額三千円の手当が支給されていますが、四月からは、対象年令が十歳未満（38年4月2日以降に生れた者）に拡大されることになりました。

これまで三人目の児童から下が五歳未満（42年1月2日以降に生れた者）に限り、一人につき月額三千円の手当が支給されていましたが、四月からは、対象年令が十歳未満（38年4月2日以降に生れた者）に拡大されることになりました。

(1) 十六歳、十歳、七歳の児童三人がいる家庭の場合。

(2) 十六歳、十歳、七歳、四

歳の児童四人がいる家庭の場合。

現行では、五歳未満の児童がいないので手当の支給はうけられませんが、四月からは三番目の七歳の児童が月額三千円の手当をうけられます。

ここまで具体的に例を上げて

【写真】社会の至宝に福祉の手が――。

このほど、現行制度で手当の支給をうけている場合は引き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

積み立て“充実した幸せな老後”にすることを目的に農業者年金制度が発足しています。

五〇戸以上の農業経営主で

このほか、現行制度で手当

の支給をうけている場合は引

き続き同額が支給されることになります。

四月一日から新たに児童手当の支給要件に該当する方や

加入が義務づけられています。

本村の加入状況は、七五

歳の児童手当が支給されるこ

とにあります。

国民年金加入者は同年金への

